

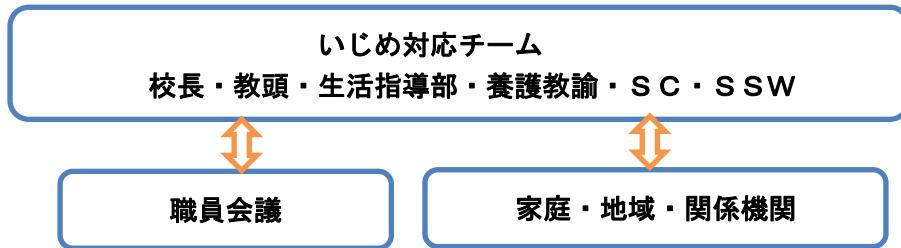
豊岡市立府中小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月3日 改正

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 校内組織体制



3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

- ✧ 特別支援教育の知見を取り入れた児童理解
- ✧ 授業実践（5つの徹底・継続実践事項の質的向上）
- ✧ 学級づくり、道徳教育、体験活動、行事を通した人間関係づくりの充実
- ✧ 自己肯定感、自己有用感の育成
- ✧ 児童と向き合う時間の確保
- ✧ 情報モラルの育成

（2）研修の充実

- ✧ いじめについての共通理解（4月）
- ✧ 教職員の資質向上のための校内研修（通年）
 - ・ 児童理解・カウンセリングマインド研修
 - ・ いじめ対応事例研修
 - ・ 考えを伝え合い、ひとりひとりの学びを深める授業に向けた研修
- ✧ 情報モラル研修会の実施

（3）児童の主体的な活動の推進（自己有用感・自己肯定感の育成）

- ✧ 学級づくり、道徳教育、人権・多文化共生教育、体験活動の充実
- ✧ 児童が生活リズムの大切さに気付き、整えようとする意識を高めるような働きかけ
- ✧ 児童会活動（各委員会活動・ひまわり班活動）
- ✧ 縦割りそうじ
- ✧ ひまわり（縦割り）班活動（遊び・遠足）
- ✧ 運動会での縦割り活動

（4）地域や家庭、関係機関との連携

- ✧ オープンスクール、学校だより、学級だより、学校ホームページでの啓発
- ✧ 府中校区育成会との連携

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（1）基本的な考え方

- ✧ 早期発見のための、日頃からの教職員と児童との信頼関係の構築
- ✧ 教職員の人権感覚の練磨、いじめを見逃さない認知能力の向上
- ✧ 保護者や地域と連携した情報の収集と教職員の間での情報の共有

（2）いじめの早期発見のための措置

- ✧ いじめアンケートと教育相談の実施（月に1回）
- ✧ 子どもの心を理解する強化月間での実態把握（5月・9月・2月）
- ✧ アセスの実施と分析（年2回）
- ✧ あすこそ週間の実施（学期1回）
- ✧ 職員間での児童理解・交流（適宜）
- ✧ 保護者からの相談の窓口を広くする。（日常的）

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（1）基本的な考え方

- ✧ いじめの兆候を発見した時は問題を軽視することなく、早期に適切な対応
- ✧ いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先にした迅速な指導と学校全体での組織的な対応
- ✧ 再発防止のための実践計画の策定と継続的な見守り

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ✧ いじめを認知した教職員によるいじめの制止と適切な指導
- ✧ 「いじめ対応チーム」召集、いじめられた児童の保護、見守り体制の整備
- ✧ 「いじめ対応チーム」を中心に ①正確な実態把握 ②指導体制・方針決定
③児童への指導・支援 ④保護者との連携 ⑤今後の適切な対応

（3）いじめられた児童又はその保護者への支援

- ✧ 【児童に対して】 ①つらい気持ちへの共感的理解
②「最後まで守り抜くこと」・「秘密を守ること」の徹底
③解決への希望と自尊感情の向上への支援
- ✧ 【保護者に対して】 ①迅速な事実関係の報告 ②今後の対応の協議
③つらい気持ちへの共感的理解 ④継続的な連携

（4）いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ✧ 【児童に対して】 ①その児童の背景理解
②一定の教育的配慮のもと毅然とした対応と強い指導
- ✧ 【保護者に対して】 ①迅速な事実関係の説明 ②事の重大さの認識と家庭での指導の依頼
③家庭での関わり方の具体的な助言

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

- ✧ いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢
- ✧ いじめを自分の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換の指導
- ✧ 資料等を基にした話し合い等を行うことで自分たちの問題としての意識化

(6) ネット上のいじめへの対応

- ◆ インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上
- ◆ パソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者との連携
- ◆ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等迅速に対応し、事案によつては警察等の専門機関と連携して対応

(7) 関係機関との連携

- ◆ いじめが犯罪行為（重大事案）にあたる場合は警察・教育委員会等の関係機関と連携

6 いじめ防止に関わる年間指導計画

	会議・研修等	未然防止・早期発見の取組	家庭・地域との連携
通年	職員会議（毎月） 児童理解の会（随時） 生活指導部会（適宜）	学級学年づくり・人間関係づくり 縦割り活動・行事を通した取組 いじめアンケート・教育相談	ホームページ 学校・学級だより 子育て相談(SC)
4月	いじめ対応チーム会議 いじめ対応共通理解	学級開き・学級ルールづくり 情報モラル	家庭訪問 P T A総会 P T A学年会 参観日
5月		子どもの心を理解する強化月間 あすこそ週間 アセスの実施	
6月	アセス分析（生活指導委員会）		P T A会員交流大会 参観日
7月			子育て相談会 学期末個別懇談会
8月	カウンセリングマインド研修（S C） いじめ対応事例研修 いじめ対応チーム会議（評価・アンケートによる見直し）		情報モラル研修＜教職員＞
9月		子どもの心を理解する強化月間 あすこそ週間 アセスの実施	運動会
10月	アセス分析（生活指導委員会）		オープンスクール (ふるさとに学ぶ会)
11月			
12月	取組の評価・アンケート		学期末個別懇談会・子育て相談会
1月			
2月	いじめ対応チーム会議 (今年度評価と来年度の取組)	子どもの心を理解する強化月間 あすこそ週間 中学生になるみなさんへ（S C）	参観日・教育講演会
3月	児童引き継ぎ資料作成		